

「買免」とは何か………売買考^[1]

安野 眞 幸

目次

- 一 買免の概念
 - 二 「売ル」の語源
 - 三 「売ル」の社会学
 - 四 「買ウ」と「替ウ・借ル」
- 一 買免の概念

小学館『日本国語大辞典』第四卷（一九七三年）の「買免（かいめん）」の項目には「（免は「償う」の意）買い戻すこと」とある。また『日本政治社会思想 上』（一九七二年）所収『相良氏法度』の勝俣鎮夫氏の校注には「買免」を「買戻しの意。具体的売買形式としては、年季明請戻特約本錢返しのごとき性格をもつと思われる。『免』は「償う」の意」とある。以上から『日本国語大辞典』の説明は校注の勝俣説の要約である可能性が強く、これら『日本国語大辞典』や勝俣氏

の立場に立てば、「買免」形式の売買とは同じ『相良氏法度』の《長每法》第十六条の「質物」や、同第十九条が前提とする「年紀売り」や「年季明請戻特約本銭返し」と近いものとなる。

辞書を調べてみると、諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館）には「買免」を「罪人が銭を出して刑罰の減免を求めること」とあるが、これはこの場合とは無関係であろう。一方、大和言葉の「買う」は「替う」と同じ語源から生まれたとある。それゆえ「かいめん」の「かい」は売買の「買う」ではなく、交換の「替う」で、「買免」とは「替免」であつた可能性がある。そこで次に「買免」解釈の前提となっている「免」は「償う」の意について考えてみたい。手元にある辞書類の「免」を調べて気がつくことは、「免」は『償う』の意」という説明がどこにも見当たらないことである。例えば諸橋轍次他著『新漢和辞典（携帯版）』（大修館）には次のようにある。

- 一① まぬがれる。イ のがれる。ロ はなれる。ハ さける（避）。
- ② ぬぐ（脱）。ぬぎすてる。
- ③ やめさせる。しりぞける。「任免」
- ④ ゆるす。イ 甲 許可する。「免許」 乙 聞き入れる。
- ロ あるものを取り除いて相手を自由にしてやる。
- 甲 刑罰を加えることを中止する。罪をゆるす。「赦免」
- 乙 義務を除く。丙 束縛を解いてやる。丁 逃がしてやる。
- ⑤ つとめる（勉）。
- 二① 喪服。喪服をつけて死者を弔う。

② 子を産む。

以上から、この「買免」か「いめん」の「免」の意味は「一・④・ロ・丙」の辺りと考えるのが素直な理解で、「買免」とは「買って一旦自分の物となったものを自由にしてやること、放棄すること」ではなからうか。また、もしも「償う」の意であれば、どうして「買免」に「買い戻すこと」となるのか、私には納得しにくいものがある。そもそも「償う」という言葉は一般に「罪を償う」のように用い、「相手にたいして負っている責任や罪科を財物や労働を提供して埋め合わせ、免れようとする事」のはずである。それゆえ「買免」つまり「買って償う」となれば、以前に不正な売買があったことが前提となり、売手側は「買い戻して」買手の損害を賠償し「償う」こととならう。

つまり「免は償うの意」とすると、確かに「買免」に「買い戻すこと」にはなるのだが、その場合は、そこで前提とされている売買とは「不正な売買」で、「買手側は損害を被っていた」となるのである。しかしながら《為続法》の第一条・第二条・第三条・第五条、あるいは「買免」形式の売買と思われる《晴広法》の第二二条・第二三条の「買地」等々が「不正な売買」を前提としていたことは恐らく出来まい。それゆえ「免は償うの意」とするにはもともと無理があり、この説明は「買免」が売手の行為でありながらも「買免」に「買い戻すこと」とするために、勝俣氏によつて考えだされたものではないのか？ との疑いさえ生まれてくるのである。

「買免」という言葉から我々が受ける感じを素直にいえば、この「買免」行為の主体はむしろ買手で、「買って一旦自分の物となったものを放棄すること」だと思われる。この解釈は、売手と買手との社会的な関係の面から考えると、結果的には勝俣説や『日本国語大辞典』の「買免」に「買い戻すこと」と大差ないのだが、「売手」の行為ではなく、むしろ「買手」の行為を指す点で大いに異なっているのである。以上から私は全体として「免は償うの意」を前提として「買

免¹¹「買い戻すこと」とすることには反対で、むしろ「買免」とは「替免」の意で、「一旦交換したものを、その束縛を解いてやること。交換したものを元に戻すこと」だと思ふのである。

次に「買免」とは「替免」の意でよいのかを実際の資料に当つて考えてみたい。「日本国語大辞典」には「買免」の用例として、この「相良氏法度」第一条のほか「阿蘇文書」天授五（一三七九）年三月二十四日、聖璿・実信連著請文（『大日本古文書一』、一九七）を引用している。今ここで「阿蘇文書」の「請文」の全文を取り上げ、多少の分析を試みたい。

肥後国守山庄用水井れうの事、小河の□田地式町わたし進候、坪付老しやうとくのそ□九段、同所ようさくまち老段、一所ひられ石五段、一所かうつかりみてより^{ひかし}の五段、以上式町也、今年件田地等一年かひめんにかひ候て進候あひた、くハしき事ハ申さためす候、もしこの田地しせんいらんわつらひ出来候時ハ、庄家□にかの田地にあひあたり候ハんするねんくを□^{わき}まへ申へく候、くハしき事は下地^{（併）}ちやうの□申さため候へく候、まつこのむねを御存知^{（併）}ああるへく候、

天授五年三月二十四日

実信（花押）

聖璿（花押）

小河両御代官

この文書は用水路の築造・修理のための負担である「用水井料」の支払に関係するもので、二行目にある「今年件田地等一年かひめんにかひ候て進候」が問題の「買免」の用例である。この「かひめんにかひ候て進候」の部分は一行目にある「わたし進候」をより詳しく説明し直したものと考えることができよう。とすると「一年買免にかふ¹¹」「渡す」という等式が成立することになる。ところで「かふ¹¹」「渡す」とすると、「かひ候」の「かふ」は売買の「買う」ではなく、む

しる交換の「替う」で、この場合は相手に「渡す」のだから、むしろ「売る」の意とすることが出来る。それゆえ以上の分析から「買免」¹¹「替免」の前提となる「かう」¹²「替う」が確かめられたことになろう。

以上からこの文書の差出人「聖璣・実信」は売手で、この文書は「小河両御代官」から「式町」の田地の「井料」の支払を要求された両人が、それへの返答として「一年かひめん」という条件で第三者に「わたし進」た¹³「かひ候て進」た、つまり「売って今は手もとにない（ので、我々兩人には支払の義務はない）」と「両御代官」宛に主張したものとしよう。しかしながら、売主・買主間での「井料」の負担は「一年かひめん」という条件だったので、「くはしき事ハ申さだめず」で決まっていないうししながらも、守山庄の様々な条件を述べて、基本的には「用水井料」を売主側が支払う方向で「両御代官」には約束しており、「大日本古文書」がいうとおりこれは「請文」なのだろう。

この「請文」において、「今年件田地等一年かひめんにかひ候て進候」たにも拘らず、「用水井料」は売主側が支払おうとしていることの前提には、売主側の取戻し特権に対応するもの、つまり売った土地に対する「本主権」が考えられる。またこうした売買と負担とを巡る在地の習慣法の中から《晴広法》¹⁴第二三条にある用水路の築造・修理のための労働力提供の義務を「買主・売主半分づつ」と定めた「用水法」が生まれたのであろう。それゆえ「一年かひめんにかふ」は「一年替免に替ふ」で、「永代売買」ではなく「一年間を過ぎたところで、交換したものを旧に戻す特約付きの交換」を意味し、年季があげたら無償で請戻す「年季売り」や「質入れ」と同じものの可能性がある。

ところで《為統法》¹⁵の第一条には「本主の子孫に返すべし」、第二条には「本主知行すべし」、第三条にも「本々の売主に付くべし」とあり、第一条・第二条の「本主」と第三条の「本々売主」とは同じものを指しており、その意味は「元々の所有者」であると思われる。ここから第一条・第二条・第三条の三カ条はいずれも「元々の所有者やその子孫」に土地が戻るように命じたもので、「買免」と「本主」との間には強い相関関係が確認できる。また第一条や第三条に登場する「売

主・買主」の言葉は、用水路の築造・修理や段銭納入の義務を定めた《晴広法》の第二条・第三條にも見られるが、ここでは「かい主・うり主半分づつ」とあって、売主側が買主と共に義務の半分を引き受けるよう定めている。

このように一度売った土地に対して、「元々の所有者」の側が土地の「取戻し権」を持ったり、土地に対する義務を負い続けているとすれば、「元々の所有者」と売却した土地との間には両者は一体であるとする観念の存在が想定される。それゆえ以上から、これら《為統法》四カ条の条文解釈の前提として、売主側が「買免だから」といつて請戻しを要求する事態を想定してよいだろう。また、このような土地との一体性の観念に基づき、「元々の所有者」側の取戻し期待権を「本主権」と名付けるとすれば、「買免」形式の売買と「本主権」とは密接な関係にあると考えられよう。

なお「本銭返し」と「年季売り」とは「請戻し」のある点では共通しているのだが、その請戻しが《有償》か《無償》かによって区別されるという。第一条・第二条・第三条では「可返」「可知行」「可付」とあり、相良氏によって「本主」への《無償》の請戻しが命じられている。ここから「買免」形式の売買とは本来《無償》の請戻しを前提とした「年季売り」のようにも見えてくる。しかし「買免」を「年季売り」「質入れ」と同じものとする、問題となるのが第五条である。佐藤進一氏は事書の「買地」の所が異本に「買免」とあることから、第五条の事書を「悪銭之時之買免之事」とされた⁽²⁾が、勝俣氏は校注で「『可被請』なる表現より、買免による買地の意」としている。

「悪銭之時之買免之事」と「悪銭之時之買地之事」とでは「悪銭之時」がいつなのかの点に解釈上の違いが出てくる。前者は「買免」をしようとしている時、つまり買い戻そうとしている今が「悪銭之時」なのに、後者では土地を買った昔が「悪銭之時」であったことになる。しかしながら、昔買ったときの銭の条件を、時が経った今問題にすることは考えにくいので、前者の「買免之事」とする佐藤説の方がよく、「悪銭之時之替地之事」つまり「悪銭の時に土地を買い戻すこと」を取り上げたものとすることができよう。こう考えて誤りがないとすれば、第五条が前提としている売買は、一定期間を

経た後で「本主」が代価を支払い《有償で》土地を取戻す「本銭返し」となる。

問題は第一条・第二条・第三条の三カ条の法令の解釈にも係わるのだが、本来《有償》であつたものを、相良氏はここで改めて《無償》で請け戻せと命じたのか。あるいは本来《無償》であつたから、ここでも《無償》で返還せよとしたのかに問題は絞られてくる。前者であれば、第一条・第二条・第三条の三カ条は「本銭返し」契約の売買に対して《無償》の請戻しを命じた一種の「徳政令」となり、後者であれば、この三カ条が前提としている売買は「年季売り」なのだが、第五条だけは例外的に「本銭返し」であるとなろう。しかし、《為統法》という同じ法令の中で、別々の形式の売買を指しているとは考えにくいので、この際は前者の「徳政令」がよいと思われる。

いずれにせよ、この第五条は売主によって買い戻される際の「悪銭」の換算率を定めたものと考えてよいであろう。以上から、「買免」形式の売買とは「本銭返し」、中でも特に「年季明請戻特約本銭返し」と定義してよいと思われる。一方、菅野文夫氏は「買戻し・請戻し」のない「永代売買」と比べ、「買戻し・請戻し」のある「年季売り・本銭返し・入質」などを一括して「質契約」と呼んでいる。菅野説に従うなら、《為統法》のこの「買免」形式の売買を、やや広く定義して「質契約」とするか、あるいは狭く「年季明請戻特約本銭返し」と明確に定義すべきであろう。以上結論として、最初はいろいろと勝俣説に異論を呈したが、結果的には勝俣氏の考えとはほぼ同じ結論に到達した。

なお「買免」という言葉は《為統法》にのみ登場し、《長每法》になると「質物」や意味から考えて「年季明請戻特約本銭返し」となっていることについて、ここで考えておきたい。先に我々は「文」を相良氏の「買得安堵状」としてきた。この考えにのっとつて議論を進めることが許されるとすれば、相良氏はこの《為統法》において、領国内で繰り広げられる買免形式の売買を「買得安堵状」によって保証する体制を築いたことになる。こうして相良氏が買免形式の売買を承認して行く過程で、「買免」という恐らく肥後の国をあまり越えることのない地方的な言葉⇨方言が、「質物」「本銭返し」と

いう中世日本の共通語に取って代わったのではないか、私はそのように考えるのである。

第一条・第二条・第三条の三カ条が「徳政令」であれば、どのような問題があるのかは、後でまた詳しく述べることにして、次に「本主権」を念頭に置きながら、当時の売買の実態を問題としたい。

二 「売ル」の語源

先に我々は「買免」を分析する際に、「買免」の「かふ」は漢字で「買」とあるが、むしろ交換を意味する「替う」ではないか、また用例の「阿蘇文書」の場合、行為の主体はむしろ「売手」で、実際には「売る」を意味していたのではないかとしてきた。それゆえここでは日本語の「売る」と「買う」の問題を語源にまで遡って考えて行きたい。まず最初「買う」について考えたい。三省堂『時代別国語大辞典 上代編』にある「かふ」の説明とその考察を引用する。

かふ 「替・買」動四

① 交差する、まじわる。

② 換える。下二段カフが四段にも活用したことが「替」の字の借訓仮名としての使用の中に認められる。

③ 買う。物と物、また金と品物とを交換することで、②からの意味分化。

「考」派生的にカハス（四段）、カハル（四段）があり、また下二段にも活用する。この四段のカフには、のちに分化する自動詞的な①（↓かはす「易」①）の意と、他動詞的な②・③の意とが併存している。買フは、あるものと他の物を交換すること、金と品物を交換することを意味するから、替フからの意味分化であることはまちがいない。

他の辞書類にもほぼ同じことが記されており、〈「買フ」は「替フ」からの意味分化〉とするのは現在の国語学における定説と考えて間違いないさそうである。それゆえ、日本語の「かう」の背後には、贈与交換から市場における貨幣を媒介とした商品交換へという歴史が潜んでいると見てよいだろう。ところで漢字「売・買」の場合、「買」は「貝」つまり宝を「网」で集める「財貨を取得する」の意とあり、また「買」が本来持っていた両義的な意味が「賣」字の成立により「買」は「かい」、「賣」は「うり」へと分化したとある。つまり本来「買」には「うり・かい」二つの意味があったのである。これと同様に「うり・かい」二様の意味を持つ漢字として「沽・賣」を挙げることが出来る。

このような「買・沽・賣」の例からすれば、日本の大和言葉の場合においても、「かふ」が「売り」「買い」の二つの意味に発展してもよかつたはずで、我々が先に問題とした肥後地方の方言「かいめんにかう」は、先の我々の考察が正しいと仮定すれば、正しくそれだと思われる。しかしながら日本語一般においては「替う」という言葉は「買う」にのみ発展し、「売る」という言葉がこれとは別なところから売買の世界にやって来て、そこで初めて「替う」から「買う」へと意味が分化したと思われる。日本の場合特に考えるべきは、漢字が導入され、それに対する大和言葉の「訓読み」が成立したこと、つまり概念の輸入とその翻訳という問題の存在である。

大和言葉の「うる」が漢字「賣」の翻訳語であつたとすれば、「うる」という言葉の持つ意味の幅は「賣」のそれと一致していたはずで、逆に漢字の「賣」を「うる」と訓読みしたとき、「うる」と「賣」との間にどれほどの意味内容の違いがあつたのが改めて問題となってくる。それゆえ次に大和言葉「うる」と漢字「売」の比較を試みたい。そのためにまず「うる」についての最も詳しい説明を載せている小学館の『日本国語大辞典』を見ておきたい。今後の議論のために、説明の①・②・③……をA・B・C……とし、これを理解するために「かう」についても、その最も詳しい説明を載せている岩波の『広辞苑』を見ておきたい。こちらも議論の明確化のために、①・②・③……をi・ii・iii……とする。

うる 売る 他ラ五(四)

- A 代金を受け取って品物や権利を他人に渡す。また、買手を求める。販売する。ひさぐ。↓買う
- B 女が代金を受け取って男に身を任せる。ひさぐ。↓買う
- C 自分の利益のため、属する国・団体・仲間などの所有物・情報などを敵対する側に渡す。信頼を裏切る。
- D 本当のところを隠して、別なことを理由や目的だと見せかける。口実にする。かこつける。
- E 「名をうる」「顔をうる」などの形で用いられる。自分のことを広く人々に知らせるようにする。人の注意を引くような態度を表わす。
- F (Eより) 人に知られる。
- G しかける。押しつける。喧嘩を売る。↑買う

用例としてはAのみが平安初期で、B・C・D・Eには近世の、F・Gには近代の作品があがっている。

- かう 買う 他四(「替う」と同源。交換する意)
- i 品物や金とひきかえに、自分の望みの品物を得る。交換する。(万、竹取)
- ii 自ら求める。招く。招き求める。「人の恨みを―」「けんかを―」(徒然草)
- iii 拳代を払って芸者・遊女などを招く。(二代女)
- iv 価値を認める。尊重する。「彼の政治的手腕を―」
- v (江戸語) 欺かれる。口実を設けて欺くのを「売る」というに對し、その口実に乗せられて欺かれるのを「買

vi 「盗む」の隠語。
う」という。〔柳樽〕

こちらの方も時間的な経緯に沿って i から vi と並んでいるようである。両者を比較すると A と i、B と iii、D と v、E と vi、G と ii との間には強い対応関係が確認できよう。それゆえ今度は逆に、岩波の『広辞苑』の方を中心にして、小学館の『日本国語大辞典』の項目を時間順に並べ替えると、A・G・B・D・Eのごとくなる。B・D・Eが近世の用例であることは小学館の『日本国語大辞典』の用例からも明らかである。となると、問題になるのは C・G である。少なくとも『広辞苑』との比較から、G の用例はかなり古いように想像される。そこで次に参照すべきものが漢字の「賣」の意味の幅である。諸橋轅次の『大漢和辞典』I と『新漢和辞典』II にはそれぞれ次のようにある。

I イ 代価を受けて物を与える。うりだす。ひさぐ。あきなう。

ロ 欺く。

ハ うらぎる。内通する。

ニ ひろめる。弘布する。

II イ ひさぐ。あきなう。

ロ あぎむく。だます。

ハ うらぎる。内通する。

ニ ひろめる。

ホ てらう。うりものにする。

「販売する」の意のイとA、「裏切る」の意のロ・ハとC、「広くしらせる」の意のニとEがそれぞれ対応している。また「売るときにのしぐさ」に係わりがあると思われるホとGとの間にも対応関係が認められよう。それゆえ以上から、「うる」のA・C・E・Gが漢字「賣」本来の意味と関連があり、B・D・Fはむしろそこから二次的に派生したものとすることができよう。以上から結論として、漢字の「賣」が輸入されて、その翻訳語として大和言葉の「うる」が成立したと考えてよいのではあるまいか。次に「買フ」の語源が「替フ」だとして、「売ル」の語源の方を調べて見よう。小学館の『日本国語大辞典』には「うる」の語源説が、次の四つ記されている。

- ① ウ（得）ルから。（和句解、東雅、和訓栞、大島正健「国語の語根とその分類」）
- ② ウアル（得有）の義。（名言通）
- ③ ウツル（転）の略。（言元梯、賀茂百樹『日本語源』）
- ④ ウスラグの反。（名語記）

①説が一番有力のようである。しかしながら「賣ル」と「得ル」とは、仮名で表記したときには確かに似ているけれども、アクセントの点では明らかに異なっており、①説には疑問がある。長い研究史を持つ問題に素人の私が思い付きを述べるのは差し控えるべきかもしれないが、ここであえて多少の考察を試みておきたい。ここにある③の賀茂百樹『日本語源』は昭和十四、十五年に発刊されたもの、①の大島正健「国語の語根とその分類」は昭和六年の発表とある。賀茂氏の

「ウル」の説明Iと、白川静氏が『字訓』（平凡社刊）「うる」で述べていることIIを次にそれぞれ紹介する。

I 賣 ウル

我に在るもの彼に転（ウツル）の義なるべし。一説に、物品を与えて利を得る義といふはいかが。買は品を与えて交換することなれば、賣も転の義なりというぞよろしき。

II うる 「売（賣）」 四段

対価をえて、品物や権利などを人に渡すこと。目的のものを獲得する行為であるから「得る」と同義の語である。……
「かふ」は交換する行為であるが「うる」はこれと異質の行為であつたとみられる。

Iの「一説」とは大島説を指している。またIIの白川氏は大島説とほぼ同じ考えに立っていると見ることが出来る⁽⁴⁾。
③・賀茂説は売買と交換との間に介在するさまざまな違いを全て捨て去り、売買II交換とするところに立脚しており、「買う」が「替う」であるから「売る」もまた交換、特に場所の移動を表わしているはずとしているに過ぎない。それゆえIIの最後で白川氏が指摘する「うる」と「かう」とは異質な行為は賀茂説批判で、この指摘は注目に値しよう。それではどのように違う行為なのか改めて我々の課題となってくる。そこで「売る」とは「代金を受け取って品物や権利を他人に渡すこと」と定義した上で、③・賀茂説と①・大島・白川説の両方を検討したい。

この定義に照らして比較すると、①・大島・白川説は前半の「代金を受け取って」の部分注目したものであるのに対し、③・賀茂説は後半の「品物や権利を他人に渡すこと」を注目したもので、両説は重点の置き方に違いがある。前半が

目的で後半はそのための手段であるとする、目的の代金獲得を中心に「売る」という行為を考えた①・大島・白川説の「得る」から「売る」が出来た²は一応は理解出来そうである。しかし漢字の「賣」は「出」と「買」から出来ており、「賣」には「出売」の意味があり、中国社会では「賣」は後半の品物を出す方に重点が置かれているという⁽³⁾。それゆえ①・大島・白川説は、「出」をもって「賣」の特徴とする中国社会のものの見方とは大いに異なっていることになる。

代金の獲得を重視するこの考え方は、「金に目がくらんだ」ものの見方のようにも思われる。また「得る」本来の意味は「自分の物にする。手に入れる」のほずで、「品物や権利」を中心に考えれば「得た」のはむしろ買手で、売手は「失った」はずである。それゆえ①の「売ル」の語源は「得ル」説には、私はにわかに従えず、むしろ「品物や権利」を中心に考えて、「売る」の語源は自動詞の「失す」で、自動詞の「失す」を他動詞化し、「対価を得る」ために積極的に失った状態を作り出すこと、そのために「品物や権利を他人に渡すこと」、それが「売る」だと私は思う。この点を最もよく象徴する言葉に、フーテンの寅さんの啖呵「持つてけ、泥棒」がある。

なお次に、小学館の『日本国語大辞典』にある「失せる・失す」の語源説四つを引用する。いずれであるにせよ「存在していたものがなくなる」の意であることには変わりはないと思われる。

- ① ウツ（空）と同源【言元梯】
- ② ウセはウス（薄）から出た詞【俚言集覧】
- ③ ウは動き働く、スは空しい意【国語本義】
- ④ ウツ（棄）から分化したもの【日本古語大辞典Ⅱ松岡静雄】

以上の分析からAの「販売」の意味の「売る」をより詳しく理解するためにも、ここでは特に「売る」という言葉が早くからC「裏切り」・E「弘布」・G「誇示」の意味をもっていたことに注目したい。次に「売る」のA・C・E・Gの意味を中心にして、「売る」という行為の社会的なあり方を考えて行きたい。

三 「売ル」の社会学

資本主義社会における「商品」とは、マルクスもいうように「買手には使用価値があつても、売手には使用価値のない」ことが条件で、「売ル」とはモノを必要としない人の手からモノを必要としている人の手にモノ自身が移ることで、ここではモノの「戻リ」現象は前提とされていないのである。一方、経済人類学カール・ポランニーは「商品」を「売るために作られたモノ」と定義し直すことを通じて、生産の三要素として現在市場で取引されている労働・土地・貨幣は、本来の商品と区別すべき「擬制的商品」としている。⁽⁶⁾なぜなら近代に至り市場経済が発展し、全てのモノが商品として取り扱われるようになってはじめて、これらは商品に擬えて売買されるに至ったからである。

土地⇨自然とは人間の生活を支えるものであるが「作られた」ものではないし、労働⇨人間も本来「売るためのモノ」ではありえない。近代に至り、市場経済が発展し全てのモノが商品として取り扱われるようになると、労働・土地・貨幣もまたそれぞれ賃金・地代・利子を産み出す商品として、二次的・擬制的に売買の対象となったというのである。現在の我々がこれら擬制的商品の売買を問題にし得る立場にいることから、「売る」の意味のAの説明が単なるモノではなく「権利や品物」の販売となったのであろう。それゆえ土地の売買とは土地の「権利」の売買であり、「売るために作られたモノ」の売買に遅れて、またそれらに擬えて売買されるに至ったと考えられよう。

ここでは、恐らく非市場社会であったであろう日本の古代・中世社会の土地売買の実態は何か？ という難問から一時離れて、その時代にも当然あった「売ル」という行為の社会的な在り方を、「売ル」の意味のA「販売」、E「弘布」、G「誇示」、C「裏切り」の順で、次に考えて行きたい。

Aの「代金を受け取って品物や権利を他人に渡す。また、買手を求める。販売する。ひさぐ。」やBの「女が代金を受け取って男に身を任せる。ひさぐ。」には、同じ言葉「ひさぐ」が拳がっている。これはもともとは「手にさげて持つ」「提ぐ」から来たもので、「手に下げて運べるものを売って廻る」「行商する」の意となり、ここからさらに行商人を指す「ひさぎめ・ひさぎお・ひさぎびと」などが生まれたとある。『今昔物語』巻第三十一の第三十一話には、大刀帯の陣にいつも魚を売りに来る女が売っていたものが「魚」ではなく実は「蛇」であったとの話しがあり、同じく第三十二話には、桶に入れた「鮎鮎」を売る「ひさぎめ」の酒に酔ったの所行を記している。

『日本常民生活絵引』には「魚と大根？」を入れた籠を頭上に載せたり、団子の入った折敷を手を持つ「ひさぎめ」が画かれている。頭上運搬の「戴」の点では、漁村の女性たちがとれた魚を頭上に戴き、近くの農村や町場を行商する風習は今も各地に残っているという。また「薪」や「花」を商った京都・大原の「大原女」も有名である。以上から「ひさぎめ」とは漁村や山村から人里へ特産の食料品や日用品を売りに来た人と考えられよう。また大和言葉の「ひさぐ」に対応する漢字「販・鬻」のうちの「鬻」は「粥」と「鼎」から出来ており、本来は「鼎に入れた粥を売って廻る」の意という。日本も中国もどちらも共通して食料品の販売であることが興味深い。

以上からAの販売の意味の「うる」は食料品を中心に始まったと想像される。このように商品を「売るために作られたモノ」と定義すると、中世の職人たちが旅をしながら作り売ったモノはみな商品となろう。中世の「職人歌合わせ」には酒・餅・米・豆・麴・豆腐・素麴・魚・心太・饅頭・煎物などの食料品を売る多くの女の商人を数えているが、これら

もみな古代の「ひさぎめ」の後身であろう。食料品・日用品など「売るために作られたモノ」の特徴は、消費してしまえばなくなり、原理的に取戻しが不可能な点にあった。またBで女性が「色・春」を売るとあるのも、このような一時的な消費に係わっている。以上から「売ル」は本来「取戻し」とは無関係であったと考えられよう。

古代の行商人の末裔に、寺社の祭礼の高市に集まるフーテンの寅さんのような露天商がある。かれらはテキヤ・ヤシとも呼ばれて、現在彼らが商う商品のほとんどが焼そば・お好み焼・たこ焼・バナナチョコ・わた飴・アイスクリームなどの食料品である。神崎宣武氏は『盛り場の民俗史』⁽⁷⁾で、江戸時代は遊山好きな江戸町民を相手に各地の高市は賑わい、ここでは口上をつけて売る「タンカバイ」や、がまの油売りや居合抜など、口上・手品・刀剣術などを用いて人を集め生薬や医術書を売る「大ジメ」などがあつたとし、彼らはかさばらず軽量で壊れにくく腐りにくい「生薬」などを商うのが本来であつたとしているが、食料品の販売は彼ら露天商の歴史を象徴しているのではあるまいか。

マルクスは『資本論』の最初の部分で「商品」を分析する際に、商品を使用価値と価値の二つの側面から捉えようとしながら、使用価値の分析の方は放棄し、もっぱら問題を価値、つまり交換価値の分析に集中させ、商品形態を価値形態として捉え、これを分析して行った。しかしながら、今やマルクスが視野の外に置いた使用価値の問題が多くの人々の関心と呼んでいる。経済史の川勝平太氏は、使用価値というものは本来生活様式に係わっているとして、「文化・物産複合」という言葉を用いてこれを説明し、今西錦司氏の学問の影響下に商品の世界にも棲分け現象があるとし、文化が違えば商品は必ずしも商品として受け入れられるとは限らないとしている。

『貨幣論』の著者である経済学者の岩井克人氏もまた、「資本主義」と「貨幣」と人々の「欲望」の三者の関係を論ずるに際して、「欲望」をヘーゲルの言葉「人間の人間としての欲望は他者へ認められることへの欲望である」を引用して論じ、このような「社会的な欲望には、他人を模倣して他人と同一の存在であると認めてもらいたい模倣への欲望と、他人

との差異を際立たせて自己の独自性を認めてもらいたい差異化への欲望との二つの形態がある」とし、さらに前者の「模倣への欲望」については「模倣への欲望は、人々に、他人が既に所有しているモノを求めさせ、他人と同じように消費させるであろう」と述べている。⁽⁹⁾

市場における売買において、売手・買手は共に交換をしていることに変わりはないのだが、「売ル」のE・Gとニ・ホに「ひろめる・てらう」の意味があることから明らかなように、「売ル」行為とは「名をうる・顔をうる」場合と共通して、もともと買手一般に対して挑戦的・挑発的に、「広く人々に知らせる・見せびらかし人の注意を引く・欲しがらせる」ような行為であった。『日本霊異記』中巻の第十九話や第二二話で、「盗人」が盗んだ「お経」や「銅」を市場で「銜し売りにき」⁽¹⁰⁾「見せびらかして」売ったとあるのはその実例である。それゆえ売手は「売ル」ことを通じて、人々に「己を模倣せよ」と迫り、模倣を強要しているのである。

こうした面がさらに強調されると、売手は買手に対して押しつけて買わせようと「押し売り」をしたり、「買わないか」といっては買手に喧嘩を売ることさえ行なわれたであろう。こうした模倣の強要を本質とする行為が市場特有の「ののしるばかりの」喧嘩を作り出して行ったのである。ともあれこうした模倣の面に限れば、「売買」のたびごとに「他人が既に所有しているモノを求め、他人と同じように消費」することは進展しているのである。それゆえモノを使う生活様式などの文化面、ソフトウェアの点では、「売買」とは売手の文化が買手にそのまま広がって行く過程であり、模倣は売れるかぎりで実現されて行っていると考えてよいはずである。

一方、商品が「売るために作られたモノ」であることと関連して、買手の側がいかにか模倣願望をかり立てられても、実際に買うためには、対価の支払いが要求される。それゆえ模倣願望の実現はここで一旦阻止され、買手の側はその障害を乗り越えることが要求されるのである。つまり、モノを使う生活様式などソフトウェアの面では、売手から買手に向か

って模倣は推し進められているのだが、モノそのものの移動というハードウェアの面では、対価の支払いが要求され、模倣願望の実現は一旦阻止されるのである。それゆえ「売ル」という行為は、一方では「己を模倣せよ」と模倣を強要しながら、他方でそれを禁止し、買手を二重拘束・ダブルバインドの状態、宙吊りの状態に置くのである。

売買が共同体と共同体との境において始まり、次の段階としてその売買が共同体の内部に持ち込まれて来ると、本来は他人に「売り渡す」べきでないものも「売買」の対象となってくる。「売ル」のC「自分の利益のため、属する国・団体・仲間などの所有物・情報などを敵対する側に渡すこと」および漢文の用例に「賣友、賣主、賣国」などのあるハの「うらぎる」は、このような本来「売るために作られたモノ」でないものにも拘らず、商品交換の発展と共に売買の対象となったものの一つであろう。一方、英語の二の意味の広がりには、日本語「売ル」の意味の広がりに近いが、研究社『新和英大辞典』にはC・ハの「うらぎる」に対応する項目として次のようにある。

- a へ人・生命・魂などをへ 売る。売り渡す。
- b へ仲間・国・主義などをへ 売る。裏切る。
- c へ名譽・貞操などをへ 売る。犠牲にする。

ここでの「売ル」の対象が「人・命・魂・名譽・貞操・仲間・主義」など人々にとって大切な、失うべからざるもの、人々のアイデンティティに直接係わるものであることに注目したい。これらのモノは人々のアイデンティティの象徴であり、「売る人」と「売られる」モノとの間には、日本神話にある「海幸」と「釣針」のように、切っても切れない密接な関係がある。しかしそうした強い一体性があるにも拘らず、あえてモノを売り払い、もう二度と取り返すことも取り戻すこ

とも出来なくなつたとすれば、それは「裏切り」行為だとなつたのであろう。このような「売ル」からは、売買や貨幣が共同体の内部道徳を破壊するとして、これを忌避し、非難してきた人々の心情を見て取ることも出来よう。

日本における「裏切る」の早い時期の用例として、白川氏が「字訓」の「うる」で紹介しているものに、『日本書紀』欽明紀二十三年の次の記事がある。検討して見よう。

婦人甚だ^(たおやむ)以て慙^(は)ぢ恨みて、従はずして曰く。「昔に君、軽く妾の身を売りき。今何の面目ありてか相遇はむ」といふ。遂に肯言^(あいたが)はず。

これは新羅の鬪將に河邊^(かわの)臣瓊岳や婦人たちが虜になつたとき、河邊臣が自分の命と引替えに、坂本臣の女、甘美媛^(うまひめ)を新羅の鬪將に差し出したが、後に彼女が河邊臣の下に帰ってきたので、臣が親しみを交わそうとしたときの記録である。媛は臣が自分の信頼を裏切つたとして、臣をなじっているのである。また臣が媛を鬪將に「売つた」「戦場」では、仲間との縁が切れ、敵との交渉ができたという点で、ここは「市場」と同じ「無縁」の場所なのである。この場合「貨幣」は介在しないが、「売つた」ことに對してやり直しや取戻しが出来ず、「売る人」と「売られたもの」とのが縁を切られ、原状回復が不可能なことは、売買の世界における「取戻し権」の否定と共通していよう。

こうした「裏切り」行為は人々の中の相互的な信頼や共同体内部の平和を破壊し、「人は人に対して狼」という相互不信関係に人々を追いやるものであつた。それゆえこうした「裏切り」は根源的でしかも感染性を持った暴力といえよう。この場合は実際の人身売買とは異なるが、人身売買の場合においても、「売る人」と「売られた人」との関係の中には、これと同じ「だます」「うらぎる」の要素が存在し、売られた人は売買契約の世界から排除され、奴隸制度維持のための最初の

暴力がここで開始されているのである。⁽¹⁰⁾このように「売ル」行為が人々の信頼や共同体内部の平和に敵対し、共同体を解体に導く暴力を内在させていたことは注目に値しよう。

さきに我々は「売る」の語源は「失す」としてきたが、「うらぎる」の意味のC・ハが前提としていることもまた、一度失ったものはもう二度と元には戻らないという原状回復の不可能性である。この不可能性は「売る人」と「売られる」モノとを分かつ「売ル」行為そのものの持つ暴力性によっている。つまり「売る人」と「売られる」モノとの間に一体性が前提となっている点では、Aの「販売」の意味の「売ル」と、Cの「裏切り」の意味の「売ル」には共通性があるのだが、Aの場合はモノを使う生活様式や文化の点では売手から買手に向かつて広がり、売手は決して生活様式や文化を「失わない」のに対して、Cの場合は「売ル」ことでモノを「失ない」原状回復は不可能なのである。

Aの「販売」の場合、「売ル」はミッション・布教と同様、ソフトウェア・文化の面では売手はそれを保持し続け、さらにその支持者を増やしている関係にあり、売買契約が成立すれば、売手は買手に対して「名や顔を売る」ことに成功し、買手より名誉や支配力を勝ちえたとなり、文化を共有する共同体を考えると「売ル」は共同体の拡大に係わっている点がある。これに対して、C・ハの「うらぎる」の場合には、「売ル」の対象が共同体内部に狭く閉ざされている点に特徴がある。むしろC・ハの「うらぎる」は共同体と外部との接点で問題が発生している点にこそ注目すべきで、接点で起った問題が共同体を解体に導く可能性を持っていたことをあざやかに示しているのである。

以上の議論から、「売った人」と「売られた」モノとの一体性から、「売った人」がモノに対して本主権を持つとするのは、「売ル」という行為には本来馴染まず、むしろ「売ル」と本主権との間には何らの関連はなく、両者は敵対関係にあつたとなろう。

四 「買ウ」と「替ウ・借ル」

通説によれば大和言葉の「買ウ」の語源は「替ウ」であるという。「買ウ」が「替ウ」から生まれたと仮定すると、売買世界に先立ち互酬を原理とする贈与交換の世界が存在し、売買世界はそこから分離独立したとなる⁽¹⁾。それゆえ売買世界の独自の構造は、「買ウ」ではなくむしろ「売ル」の分析によってこそ解明されるべきであると思われる。なぜなら「買免の概念」で「買免」||「替免」としたように、「買ウ」は「替ウ」の世界と通底しており、二つの世界の共通性を問題とするには好都合でも、売買世界の独自性を問題とするにはふさわしくないからである。逆にいえば「売ル」こそが売買の世界を支えており、我々が持つ「売買」のイメージは「売ル」から来ていると思われるのである。

今ここで「買ウ」と「替ウ」の概念が未分化な大和言葉の世界における土地売買を想定すると、一方には貨幣の支払いによる「取戻しのない売買」の世界が存在し、他方には土地の贈与者||売主側が「お返し」として受け取った「銭・米」を受贈者||買主側に返せば、元の所有者に当然土地は戻るはずとする「土地と米・銭との交換」の世界が存在することになるが、両者を明確に区別することは出来なかつたと思われる。つまり「買ウ」と「替ウ」が未分化な世界においては、売買の立場からは「本来の所有者」の取戻しは違法となつても、交換の立場からは取戻しは当然とされ、少なくとも買主側は売主側の買戻し要求に対して明確な拒否は出来なかつたと思われるのである。

日本中世の土地売買に「本銭返し・本物返し」という形式のものがあつたことは有名であるが、これは対価として受け取った「銭・米」を買主側に返すと、売主である元の所有者側は土地の取戻しが出来るとする特約付きの売買のことで、事柄の本質は「売買」というよりはむしろ「土地と米・銭との交換」ということが出来る。近代的な売買の観念からすれば「本銭返し・本物返し」は奇異な売買となるが、「買ウ」と「替ウ」の概念が未分化な大和言葉の世界を想定すると、

これは十分に理解出来るように思われる。また肥後方面の方言と思われる「買免」という言葉が「売ル」からではなく「買ウ」から作られたことも、このような大和言葉の問題から考えてよいであろう。

我々が問題としている《為統法》においては、「買免」形式の土地売買と、「土地の本来の所有者は取戻し権を持つべし」とする「本主権」の観念との間には明らかに密接な関係が認められる。勝俣鎮夫氏はこの「本主権」を「土地を開墾し土地に命を吹き込んだ人物が本来の所有者＝本主で、土地は本主の下にあるのが正しい在り方と観念された」とする「地発（じおこし）＝開発」の議論から説明され、また「買免」形式の売買を土地の取戻しを前提とした「年季明請戻特約本銭返し」とされた。⁽¹²⁾ この勝俣説に対して菅野文夫氏や新田一郎氏⁽¹³⁾から批判が相次いでいるが、ここでは取敢えず「本主権」とか「本物返し」が「売買」ではなくむしろ「交換」と対応していることを指摘しておきたい。

次に「売買」の世界に先立って存在した「贈与交換」の世界を考察したい。文化人類学のマルセル・モースは「贈与論⁽¹⁴⁾」において、なぜ「贈与」に「お返し」が伴うのか、一方的な「贈与」がなぜ双方向的な「交換」に結果するのかを問題とし、モノには霊的な力を持つ「マナ」があり、貰いっぱなしにしておく「マナ」に崇られるからだとした。つまり「交換」の互酬制を支えているのは「マナ」だとしたのである。それゆえ「お返し」は「マナ」に圧倒されて社会的な安定性を喪失しないための対抗措置として生まれ、「支払い手段」としての貨幣など「お返し」の品々には、人に崇る霊的な力を「浄め」る大きな「マナ」を持ったものが選ばれたという。

漢字「貨幣」の「幣」が神に捧げる「ぬさ」で、貨幣による「支払い」には「お払い」の要素があることは有名である。ここから「贈与交換」の世界ではなく、先ず最初存在するのは「贈与」の世界で、その次に「交換」の世界が成立したとせらる。一方笠松宏至氏は「盗み」についての考察⁽¹⁵⁾の中で「ある人が長いこと身につけていた物には、その所有者の魂が含ま込まれていると観念されていた」とし、モノと人との呪術的な一体性を主張されたが、これはモースの「マナ」の考

えと共通している。勝俣氏の「地発」論も「所有者とその魂を含む所有物との呪術的な関係」というモース・笠松説を踏まえた上で、土地売買とを「人と土地との呪術的な一体性」との関連で考えようとしたものである。

勝俣氏は土地売買のみならず、売買一般もまたこのような人とモノとの呪術的な一体性との関連で考えるべきであるとして、売買には本来こうした呪術的一体性を断ちきるための「浄め」が必要であったとした。この「浄め」という観点から、「市」本来の機能や市と虹の関係、あるいは中世の商人であった神人・寄人などを説明された⁽¹⁹⁾。氏の仕事によって明らかになった事柄は多く、その功績は大きいのだが、氏の主張は、売買の世界を捉えるために、一度売買世界の基底にある贈与交換の世界に立ち返り、そこから売買問題を振り返ることにあつた。しかしながら、そのような基底体制への還元ではなく、売買世界それ自身の独自の構造を考えることもまた必要であろう。

栗本慎一郎氏⁽¹⁷⁾は贈与直後の「お返し」が「交換」で、貨幣や市場が介在する「交換」が「売買」、時間をおいた「お返し」が「債権・債務関係」つまり「貸借」だとしている。ここから「貸借」や「売買」は「交換」の一形態で、大和言葉の「借ル・借りル」と「替ウ」「買ウ」は互いに近い関係にあることが想像される。日本を東西二つに分けたとき、方言「カッタ・コウタ」「カ Ril・カル」の対立の存在は有名だが、国立言語研究所の調査へ「カツテクル」を「買ってくる」の意味で使うか、「借りてくる」で使うか⁽¹⁸⁾に基づく「日本語地図」によると、山陰を除く西日本では「カツテクル」を「借りてくる」の意味で使うのに、東日本と山陰では「買ってくる」で使うとある。

それゆえ現代の日本において、東日本の人と西日本の人との間で会話が交わされた場合、「買う」と「借りる」の間で混乱を生じる可能性は現実存在している。まして中世において東国の鎌倉武士が大量に入部した西国の九州などでは、「買う」と「借りる」の問題はどうなっていたのだろうか。現実には「買う」と「借りる」との間で混乱が起こっているにも拘らず、現在我々が利用している日本語の辞書類は東京方言を中心に行っているからであろうか、「買う」に「借りる」の意味

を挙げているものはないと思われる。一方、諸橋轍次『大漢和辞典』には漢字の「買」を次のように説明している。

イ 値をつぐなうて求め受ける。

ロ 求め取る。招く。得る。

ハ やとふ。貨錢を払って借り用ひる。

漢字の「買」にハの「借りる」の意味があつたことは大いに注目すべきで、その用例としては「買舟・買車」が挙げられている。「舟・車」などは現在においても不動産に次ぐかなり高価な商品である。船釣りに来た遊客や旅行途中の旅人が、たびごとに舟そのものを買うとは考えられないので、ハの用法が生まれたことは納得出来よう。使用する権利というものを考えてよいなら、ハの用法は使用権を買った場合とすることも出来よう。一方、ポランニーは『人間と経済』の「アルカイックな社会における等価」の中で古代メソポタミアにおける等価のあり方を、恐らく同じものを念頭においてであろうが、「交換の等価」⁽¹⁹⁾ Iと「等価の社会学」⁽²⁰⁾ IIにおいて、それぞれ次のように述べている。

I 近代的解釈を括弧にいれて、より明細に示すとすれば、等価は、財（価格）、サービス（賃銀）、貨幣あるいはその代替物の時間を経た使用（利子）、小船の船頭の使用（雇い）、土地と家屋の使用（レント）その他に関して、公式に記録されている。メソポタミアにおける等価は、このようにして土地、家屋、人間、家畜、小船の売却および貸与といった取引関係のほとんどすべてを含み、さらに銀、大麦、油、ブドウ酒、煉瓦、銅、鉛などの代替物に関する取引も含んでいた。

II 紀元前15世紀のメソポタミアに栄えていた都市ヌジの社会においては、*dienmutu*として示される主要取引のひとつは、土地、人間、家畜、貨幣、運搬具、その他の財についての使用权(*use*)を、これらの財のどれかと自由に交換することとして描かれる……。

メソポタミアにおいては、「財」を売却した際の価格や「小船」の使用料、「船頭」の賃金、「土地・家屋」の使用料を「等価」として同じ言葉 *dienmutu* で表現し、互いに交換可能としていたというのである。この点に限れば、中国において財貨を購入する(=買ウ)場合も、舟・車を使用する(=借ル)場合も共に「買」を用いたことと共通している。「買」が網集めるを意味する「罔」と貨幣・財貨を意味する「貝」から出来た文字で、「貨幣を用いて財貨を集める」の意味だとしても、集められた物には財貨のみならず使用权もまたあつたとなるのだろうか。メソポタミアの *dienmutu* のように「等価」という概念が中国の「買」のもう一つ古い在り方である可能性は否定出来ないと思う。

日本も古い時代には、中国と同様「買ウ」をハの意味で用いていた例がある。古代律令時代の「賃租」の研究によれば、古代の「売買」には二種類あつて、一つは律令用語で「賃租」と呼ばれた一年を限る「売」で、他の一つは長期間にわたる「永売」だという。どちらも田地・園地の賃貸借を意味し、この売買には請戻し・買戻しが前提とされており、「賃租」は土地の使用料の支払いで、平安期の「請作」や後世の「小作」に近かつたという。つまり、土地の売買とはいっても、その実態は土地の使用権の売買であり、その内実は土地の「貸借」なのだとすれば、「賃租」を「売買」ということもまた理解できるのではあるまいか。

次に現在の日本語の「買ウ」と「借ル」について考えておきたい。両者は「本屋で本を買う」「図書館で本を借りる」のように用い、「本」が現在自分の手もとにあり、自由に利用できる状態にある点ではどちらも同じのだが、「買った本」

は自分の所有物なのに対し、「借りた本」はいずれは図書館に返さなければならず、自由に利用できる期間が限られ、自分の所有物であるかに見えて、実はそれが仮の姿であるところに大きな違いがある。また「借りる」場合には、使用料として幾許かのお金を支払うこともあり、お金の支払いがある点でも「買う」と「借り」は似ているのである。ともあれ返還や使用料支払いの義務があるのが「借ル」だとすれば、「借ル」は「替ウ」の一部となろう。

『角川 国語中辞典』の「かりる」には次のようにある。

かりる 借りる 動ラ上一、へかる ラ上一・四◇

① 他人のものを(持ち主の同意を得て、または、使用料を払って、ある期間)一時的に自分のもの同様に使わせてもらう。

② 他人のものの力や考えなどを利用してもらって、その助けを受ける。何かの作用を頼りとする。

③ 仮に他のものの状態になる。

④〔遊里語〕他の客の席に出ている遊女を、別の客が自分の方に呼ぶ。

白川静『字訓』には「借る」について、i・自動詞「借る」の対義語は他動詞の「貸す」で、名詞形は「仮」、副詞形は「仮に」であり、この言葉は「一般的な貸借関係に用いる例は少なく「宿借る」という例が多い。」またii・「貸す」と「借る」の対比は、サ行の動詞「移す・帰す・成す」などが能動・使役の意味を持つのに対して、ラ行の動詞「移る・帰る」などが自動・被役の意味を持つことと共通しているともある。以上から、動詞「借る」の名詞形が「仮」であることと関連し、①の「自分のもの同様に使わせてもらっている」状態が③の「仮の状態」と強く意識させられることから、逆に「本

来の所有者の下にあるのが仮ではない真の状態」という観念が出て来ると思われる。

それゆえ、笠松宏至・勝俣鎮夫両氏によって中世土地売買の世界にあつたと主張された「本主権」の観念、つまり土地が「本来の所有者」の下にあるのが正しい在り方で、「本来の所有者」の下にないのは「仮の姿」とするのは、「売買」ではなくむしろ「貸借」においてこそふさわしかったとなろう。一方菅野文夫氏は、日本中世の土地売買は「売主」が「作人」となつて売却地に留まり耕作を続け、「買主」に対しては加地子など土地からの収益権⁽²²⁾、「上分」を支払うもので、その限りで「売買」は「質入れ」と区別なく、「売主」は「作人」となつて売却地に留まることから土地と一体と観念され、ここから「売主」は「本主」と呼ばれたとして勝俣氏の地発説を批判された。

宝月圭吾氏⁽²³⁾もまた、日本中世において土地の売買と質入れとは概念上ほとんど区別出来なかつたとされた。菅野氏の議論を「日本中世の土地の売買は質入れと近い」と纏めることが許されるなら、菅野説は宝月説に近いものとなろう。ポランニーもいふように土地そのものが商品として売買の対象になることの方が異常だとすれば、土地売買と表現しているとしても、実際には土地の使用権の売買であつたり、あるいは土地の貸借を意味していたとすることは考えやすいことである。しかしながら、開発によるにしろ、土地売買に基づくにしろ、中世の農民たちが「本主権」という土地に対する強い権利を持つていたことの方が、むしろ注目に値しよう。

以上の分析を纏めると、「買ウ」に近い大和言葉の「替ウ」や「借ル」には取戻しや原状回復の観念が強く認められるとならう。それゆえ「買ウ」には、取戻しや原状回復の観念を否定することは出来なかつたと考えられる。一方これまで行つてきた「売ル」の考察を振り返ると、二「売ルの語源」では、諸説分立状態の中にあつて「売ル」の語源は「得ル」とする説が有力であるが、語源はむしろ「失ス」であろうとの私見を述べ、「売ル」とは積極的に手放す行為とした。また三「売ルの社会学」では、もともと「売ル」という言葉には取戻しや原状回復の観念はなく、売買の世界に「売ル」がやつて来

て初めて「替ウ」から「買ウ」は分離しただろうとした。

つまり、「売ル」こそが売買世界を支え、売買世界の特色を体現していたのである。ここから、売買両当事者にとつて売手の「売った」という言葉が、売買の保証にとつて特に重いものとなり、買手は売手のその言葉を覚えておくことによつて初めて、売買の効果は永続化したと考えてよいように思う。売手の言葉を書き留めた証拠の品としての「売券」が現在まで多く保管され・残されているのは、一つにはこうした日本語固有の問題に基づいているのではあるまいか。次の「売券の世界」では、土地売買や「本主権」の問題を再度取り上げ、論じて行きたい。

注

(1) 本稿は『文化紀要』第四十二号に載せた「《為統法》一」の続編として執筆をはじめたものであるが、①・当初の予定を越える分量となったこと、またここで取り上げた「買免とは何か？」の問題も本稿で充分に意を尽くせたとはいえず、②・再度この問題について別の角度から述べるべきだと思ふこと、などの理由から本稿を「《為統法》二」としないこととした。なお、本稿も前稿と共に『文化紀要』第三十九号に載せた拙稿「相良氏法度の研究(一)」に対する書き直し作業の一部であることをお断りしたい。

(2) 佐藤進一他編『中世法制史料集 第三卷武家家法I』一九六五年 岩波書店

(3) 「中世における土地売買と質契約」『史学雑誌』第九三編九号 一九八四年

(4) 白川静氏は「字訓」「あきなう(商)」においても、次のように述べている。「あきなう」は收穫物の直接的な交換であつて、なお売買関係ではない。売ることによつて代償を得、代えることによつて買うのであるから、売買もなお国語においては直接的な交換を意味する語であつた。その「得る」「代ふ」が「売る」「買ふ」という觀念に移行した段階において「秋なう」が「商う」になつたとみてよい。

(5) 穀を意味する「糶」と「出」とを合わせて「うりよね」を意味する「糶」ができ、逆に「かいよね」は「糶」であることも参考にならう。

- (6) 玉野井芳郎、平野健一郎編訳『経済の文明史』 一九七五年
- (7) 岩波新書 一九九三年
- (8) 『日本文明と近代西洋』 NHKブックス 一九九一年
- (9) 「キャベツ人形の資本主義」『ヴェニス商人の資本論』筑摩書房一九八五年 所収
- (10) 拙稿「人身売買文書〈てんかう〉文言の研究」『文化紀要』第三十号 一九八九年
- (11) ポランニーは「交易」と「市場」と「貨幣」とが別々な起源を持つとして、「市場」を媒介とする物々交換・商品交換とは別に、非市場社会における「再分配」の原理を明らかにし、「交易」や「貨幣」の方が「市場」に先立つとしている。しかしこれは日本史学の常識と異なっている。その理由は、例えば縄文時代のロングハウスや「公」の訓読となった「大宅」オホヤケ」が「再分配」のための施設であることの証明さえなされていないことによっているであろう。
- (12) 「地発と徳政一揆」『戦国法成立史論』東京大学出版会 一九七九年 所収
- (13) 『日本中世の社会と法』東京大学出版会 一九九五年
- (14) 『社会学と人類学Ⅰ』弘文堂 一九七三年 所収
- (15) 網野善彦、石井進、笠松宏至、勝俣鎮夫『中世の罪と罰』東京大学出版会 一九八三年 所収
- (16) 「売買質入れと所有観念」『日本の社会史 第四卷』岩波書店 一九八六年 所収
- (17) 栗本慎一郎編著『経済人類学を学ぶ』有斐閣選書 一九九五年
- (18) 「貸す・借りる・かってくる」柴田武『日本の言語学 第六卷方言』大修館 一九七八年 所収
- (19) 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済 I』岩波現代選書 一九八〇年 一三八頁
- (20) 同右 一四二、一四三頁
- (21) 吉村武彦『日本百科事典』平凡社
- (22) 「中世における土地売買と質契約」『史学雑誌』第九三編九号 一九八四年
- (23) 「醍醐寺行樹院澄恵売券とその背景」『醍醐寺文化研究所紀要』三